

地域生活支援拠点等の整備について

1 目的

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を、地域の実状に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを目的としています。

※ 障害福祉計画において、2020（令和2）年度末までに整備することを成果目標としています。

2 地域生活支援拠点等の現状について

必要な機能（具体的な内容）	現状	市の課題	今後の取組み （想定される担い手）	これまでの主な市等の取組み
① 相談支援 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2015（平成27）年4月に障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センター、総合相談・生活支援センターの3つの機能を合わせた「総合相談センター」を開設（豊岡市社会福祉協議会に委託） ○ また、障害者相談支援事業を3事業所へ委託し、障害特性に応じた相談や支援を行っている。 ○ 市内の指定相談支援事業所数 指定特定相談支援事業所 12か所 指定障害児相談支援事業所 6か所 指定一般相談支援事業所 5か所 ○ 地域定着支援の支給決定者数 14名 (2020年1月末時点) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基幹相談支援センターが安定して、その役割や機能を維持していける体制づくりが必要である。 ○ 相談者やサービス利用者が増加しており、一般的な相談対応やサービス等利用計画の作成業務が多くなっているが、相談支援専門員が不足しており、対応が困難となっている。 ○ 指定一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の実績のある相談支援事業所が2か所である。 	<p>機能としてはあるが、継続的な相談支援を行うためには課題を解決する必要がある。 （基幹相談支援センター、委託の相談支援事業所、指定相談支援事業所など）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基幹相談支援センターの相談支援体制の見直しとして、課題把握を行うため情報共有を行っている。 ○ 障害者相談支援事業を3事業所へ委託し事業所間の連携や情報共有を図るため必要に応じて連絡会を実施している。
② 体験の機会・場の確保 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の共同生活援助事業所数 9法人 24ホーム（サテライト型含む） 定員 143名 ○ グループホームの本入居前の体験利用の実績あり。 ○ 親元からの自立を見据えて、短期入所を利用し、自宅以外の生活を体験する機会がつけられている。 ○ 県健康福祉事務所を中心とした精神障害者の地域移行・定着の取組みにより住まいの場や日中活動の場の体験を支援 ○ 地域移行支援を指定されている事業所は5カ所（支給決定10名：2020年1月末時点） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ グループホームはほぼ満床状態であり体験利用のための空床確保が困難である。 ○ グループホームから一人暮らしへの地域移行が必要である。 ○ 地域移行支援により精神科病院の長期入院患者は減少しているが、依然長期入院患者が多い状況。 ○ 入所施設からの地域移行は進んでいない。 	<p>機能は整備されており、引き続き取り組みを継続する。 （指定一般相談支援事業所、共同生活援助事業所、短期入所事業所、就労継続支援事業所など）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ グループホーム新規開設サポート事業（備品購入費、住居の借り上げ等に要する初期経費の一部補助）の実施及び周知（2015（平成27）年度から）延実績6件 1,594,000円 ○ 障害者自立支援協議会せいかつ部会に住居に関するプロジェクトチームを設置し「住まいの確保」に係る取組みを実施（2016（平成28）年度から） ○ 精神障害者地域移行・地域定着の取り組み ・地域移行支援事業所が、退院後の生活の見通しを立てつつ、外出・外泊による住まいの場や日中活動の場の体験を支援 ○ 個別ケースの地域移行に向けて協議を行う精神障害者地域移行・地域定着戦略会議（毎月開催）に出席。

<p>③ 緊急時の受け入れ・対応</p>	<p>短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療型短期入所施設として公立豊岡病院があるが、平日昼間の週1回のみで常時の受け入れ体制は確保できていない。 ○ 福祉型短期入所事業所数 9箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時の受け入れのための空床確保が困難である。 ○ 重症心身障害児者や医療的ケアが必要な児、者が利用可能な医療型短期入所施設が少ない。 	<p>障害者自立支援協議会等で課題や対応について協議を進める。 (基幹相談支援センター、委託の相談支援事業所、指定相談支援事業所、短期入所事業所など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 豊岡市医療的ケア児者支援連絡会議の開催 2019(平成31)年2月に設置(2020(令和2)年2月時点で3回開催) 構成機関: 病院、訪問看護事業所、障害者(児)通所支援事業所、相談支援事業所、障害者基幹相談支援センター、保育協会、健康福祉事務所、教育委員会、健康増進課、社会福祉課 協議内容: 支援の現状把握及び課題、地域資源の活用等について検討を行っている。
<p>④ 専門性の確保 専門的人材の確保・養成</p>	<p>医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療的ケア児の受け入れが可能な放課後等デイサービス事業所は1カ所、行動支援を提供している事業所は1カ所 ○ 強度行動障害者を集中支援することにより、行動障害の低減化を図り、その後の地域生活を安心して送れるよう支援する強度行動障害地域生活支援事業(県事業)を2019(R1)年度から実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 看護師を配置している事業所も少なく、配置している事業所も在籍看護師が少ないため、利用頻度や利用日が制限されている ○ 行動障害のある人が通える事業所や施設が少なく、地域で暮らしていけない。 ○ 重症心身障害児者や医療的ケアが必要な者(児)が通える施設、利用できる短期入所が少ない。 ○ 生活介護事業所での看護師確保が困難。 ○ 医療的ケア(喀痰吸引、経管栄養など)ができるヘルパーが不足している。 ○ 障害特性を理解したヘルパーが少ない。 	<p>機能としてはあるが、受け入れできる人材・体制が少ない。 障害者自立支援協議会、医療的ケア児者支援連絡会議、県事業等を活用して機能の充実を図る。 (基幹相談支援センター、障害者自立支援協議会、障害福祉サービス事業所など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 豊岡市障害者自立支援協議会せいかつ部会に喀痰吸引について検討するプロジェクトチームを設置(2015(H27)年度~2017(H29)年度) 【取組】 ・「特定の者対象基本研修」(第三号研修)受講から事業実施までのフローチャート作成 ・「痰吸引フォローアップ研修会」を開催(2017(H29)年度) ・制度周知のためのリーフレット作成 ○ 豊岡市障害者自立支援協議会主催で障害に関する知識と理解を進め、ヘルパーの人材育成をめざして「ヘルパー研修会」を開催 2018(H30)年度 2回: テーマ「障害のキホン」、「精神障害者の地域生活支援」 2019(H31)年度 2回: テーマ「発達障害について」、「知的障害の支援について」 ○ 豊岡市医療的ケア児者支援連絡会議の開催 支援の現状把握及び課題、地域資源の活用等について検討を行っている。 ○ 強度行動障害地域生活支援事業(2019年度の支援実績1名) (内容) ・集中支援→行動障害のある在宅の障害者を、専門知識を備えた支援施設において、24時間、マンツーマン体制で支援 ・地域支援→集中支援を受けた障害者が、地域に戻り、安心して暮らす体制を構築するため、集中支援に地域の事業所職員も参加し(1カ月)、障害特性や支援方法を学ぶ
<p>⑤ 地域の体制づくり</p>	<p>基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2015(平成27)年4月に障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センター、総合相談・生活支援センターの3つの機能を合わせた「総合相談センター」を開設(豊岡市社会福祉協議会に委託) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基幹相談支援センターが安定して、その役割や機能を維持していける体制づくりが必要である。 ○ 相談者やサービス利用者が増加しており、一般的な相談対応やサービス等利用計画の作成業務が多くなっているが、相談支援専門員が不足しており、対応が困難となっている。 	<p>機能としてあるが、引き続き自立支援協議会を中心とした情報共有や連携体制の強化を図る。 (障害者自立支援協議会、基幹相談支援センター、指定相談支援事業所、委託の相談支援事業所など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者自立支援協議会を中心に、地域における関係者の連携及び支援体制についての協議を行っている。 ○ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場について検討している。 ○ 豊岡市医療的ケア児者支援連絡会議において、現状把握及び課題抽出、地域資源の評価、関係機関との連携について協議を進めている。

地域生活支援拠点等の整備について

●趣旨

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●目的

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。

●必要な機能（具体的な内容）

① 相談

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

- 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場

- 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成

- 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

※ 医療的ケアが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化、緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。

※ 5つの機能以外に、地域の実情に応じた機能を創意工夫し、付加することも可能。

（例：「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能」、「障害者等の生活の維持を図る機能」等）

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

